側）」に記載されている当該都道府県の「総固定資本形成」の「公的」の「一般政府」に係る額の平成22年度から平成26年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

δ　内閣府が作成した県民経済計算年報（平成29年版）の「4．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「県内総生産（支出側）」の平成22年度から平成26年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

（交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等）

第十一条　交通安全対策特別交付金の基準額は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十八条の規定によって当該地方団体に対して前年度の九月及び三月に交付された交通安全対策特別交付金の額の合算額（次条において「前年度交付額」という。）に一・〇七〇を乗じて得た額とする。

［2　略］

第十一条の二　平成二十九年度に限り、平成二十八年四月二日から平成二十九年四月一日までの間に、道路法第十七条第二項（同法第十二条ただし書に係る部分を除く。）の規定により区域内に存する一般国道（同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道に限る。）又は都道府県道を新たに管理することとなった指定都市以外の市、道路法第十七条第三項の規定により区域内の都道府県道を新たに管理することとなった町村並びに当該市町村を包括する都道府県の交通安全対策特別交付金の基準額は、前条第一項の規定にかかわらず、前年度交付額に総務大臣が通知した率を乗じて得た額とする。

（分離課税所得割交付金の交付見込額等の算定方法）

第十二条　法附則第七条に規定する指定都市を包括する道府県における分離課税所得割交付金の交付見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、当該指定都市について次項の規定によって算定した額の合計額とする。

2　法附則第七条に規定する指定都市における分離課税所得割交付金の収入見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、当該道府県知事が次の算式によって算定して当該市長に通知した額とする。

算式

｛（A×α）×0.667×0.982｝／2

算式の符号

A　市町村税課税状況調第20表の表側「平成27年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「平成28年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該指定都市の額の合計額に0.989を乗じて得た額

α　次の算式によって算定した率（小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（a－b）／a

算式の符号

a　市町村税課税状況調第20表の表側「平成27年度」のうち「7月」から「3月」まで及び「平成28年度」のうち「計」、表頭「税額（千円）」欄に係る当該指定都市の額の

側）」に記載されている当該都道府県の「総固定資本形成」の「公的」の「一般政府」に係る額の平成22年度から平成25年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

δ　内閣府が作成した県民経済計算年報（平成28年版）の「4．県民総生産（支出側）」に記載されている当該都道府県の「県内総生産（支出側）」の平成22年度から平成25年度までのそれぞれの年度ごとの額の合算額

（交通安全対策特別交付金の基準額の算定方法等）

第十一条　交通安全対策特別交付金の基準額は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）附則第十八条の規定によって当該地方団体に対して前年度の九月及び三月に交付された交通安全対策特別交付金の額の合算額（次条において「前年度交付額」という。）に一・〇五四を乗じて得た額とする。

［2　同上］

第十一条の二　平成二十八年度に限り、平成二十七年四月二日から平成二十八年四月一日までの間に、道路法第十七条第二項（同法第十二条ただし書に係る部分を除く。）の規定により区域内に存する一般国道（同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道に限る。）又は都道府県道を新たに管理することとなった指定都市以外の市、道路法第十七条第三項の規定により区域内の都道府県道を新たに管理することとなった町村並びに当該市町村を包括する都道府県の交通安全対策特別交付金の基準額は、前条第一項の規定にかかわらず、前年度交付額に総務大臣が通知した率を乗じて得た額とする。

［新設］